

市民参画プロセス設計書

	年月	事業全体のスケジュール（予定）	市民参画実施の目的及び内容	対象者	市民参画の手法	
					事業説明・情報提供等	討論・意見集約等
構 想 ど う や か 計 画 を 策 定 す る 段 階						
事 業 の 構 想 段 階						
			<p style="text-align: center;">近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進などを目的に、都市計画法及び都市計画法施行令の一部が令和2年6月に改正され、令和4年4月1日から施行。 この改正に伴い、本市の取扱い（運用基準）を定めるもの。</p>			
事 業 の 計 画 段 階	R3.1 1	住民説明会	法改正に係る内容等について意見を伺う	地元住民	地域回覧板	8会場 13回開催 計193名参加
	適宜	関係機関との協議		県・関係市町		
	R4.7	住民説明会	取扱い内容等について意見を伺う	地元住民	市政だより7月号 地域回覧板 HP等	11会場 24回程度開催予定
	R4.7	パブリックコメント	取扱い内容等について意見を伺う	全市民	市政だより7月号 地域回覧板 HP等	
	適宜	都市計画審議会での意見聴取	取扱い内容等について意見を伺う	学識経験者、市民活動者、市議会議員等		
事 業 の 実 施 ・ 運 用 段 階	R4.4	条例改正、施行 (熊本市開発許可の基準等に関する条例)		全市民	ホームページ、市政だより等による 災害リスク等の周知	
	R4.1 0	市取扱いの決定、周知		全市民	ホームページ、市政だより等による 取扱い内容の周知	
	R5.4	市取扱いの適用開始		全市民	ホームページ、市政だより等による 取扱い（適用開始）の周知	